迷惑防止条例が改正され「不当な客引行為等の禁止」規定が強化されるほか、「嫌がらせ行為の禁止」「危険な器具の携帯禁止」「卑わいな行為等の禁止」規定が新設、拡充されます。



今回の改正で客引行為等の規定 (第8条、第9条関係)が大きく変わり

「客引き」「勧誘」「誘引」「客待ち」

が禁止されます。

平成26年6月1日から施行されます。

石川県警察本部

http://www2.police.pref.ishikawa.lg.jp/



公衆の目に触れるような場所における このような行為が禁止されます。

客引き

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

●対象となる業種等

- ・性風俗店
- ・接待飲食店
- ・午後10時から翌日午前6時 までの間におけるマッサージ店 等を仮装した性風俗店
- ・売春類似行為
- ・執ような客引き



性風俗店・接待飲食店 等への客引き



深夜における マッサージ店等を仮装した 性風俗店の客引き



執ような客引き (業種は問いません)

勧 誘

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・ホステスなど従業員への勧誘 (スカウト行為)
- ・風俗案内所利用者への勧誘
- ・執ような勧誘







風俗案内所への勧誘

誘引

(卑わい行為を伴う)

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

●客として

- ・ストリップ劇場などの見せ物
- ・デリヘルなど性風俗店
- ・接待飲食店 (卑わいな行為を伴うもの)

などに誘う行為



誘引

(卑わい行為を伴わない)

再発防止命令の対象

●客や利用者として

- ・接待飲食店 (卑わいな行為を伴わないもの)
- ・風俗案内所

に誘う行為



再発防止命令後、 最初の日出までの間に 再度違反した場合は 30万円以下の罰金

◆誘引とは… 通行人等の中から相手を特定せずに、呼び込み、ビラなどを配布して、客や利用者となるように誘う行為をいいます。

客引き等をさせる行為

6月以下の懲役又は 100万円以下の罰金

他人に現金等を与え、又は与える約束をして 客引き、勧誘等をさせる行為



客待ち

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

売春類似行為をするための客待ち

※この行為は、県内全ての場所が規制場所となります。

「客引等防止重点地域」 における客待ち

再発防止命令の対象

客引き等をする目的で うろつき、とどまり、 たむろする行為



再発防止命令後、 最初の日出までの間に 再度違反した場合は 20万円以下の罰金



◆客引等防止重点地域は、客引き等の状況を勘案して、当該 行為を規制する必要性が高い と認められる地域を公安委員 会が指定します。

◆再発防止命令とは… 違反行為を行った者に対して、最初の日の出時まで、同じ違反行為を再度行ってはならない旨を命令することをいいます。

客引等防止重点地域

片町地区



市名	地域(各地域を囲む道路を含む。)
金沢市	片町1丁目、片町2丁目、木倉町

金沢駅周辺地区



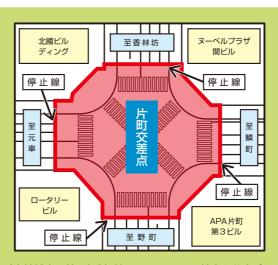
市名	地域(各地域を囲む道路を含む。)
金沢市	北安江町、木ノ新保町、折違町、日吉町、広岡町、柳町 堀川新町、堀川町、広岡1丁目、昭和町 の一部 此花町、本町2丁目 金沢駅東・金沢駅西広場及び地下部

客引等防止重点地点における 客引行為等の抑止

努力義務

居酒屋をはじめとする酒類を提供する飲食店、カラオケ店等を営む方は、 午後6時~翌日午前1時までの間、客引等防止重点地点(以下「重点地点」という。) 内において、客引き等に関して、通行人等に迷惑をかけないように努めて下さい。

客引等防止重点地点



※重点地点は、客引等防止重点地域内で特に規制が必要と認められる地点を公安委員会が指定します。



その他新たに禁止される行為



危険器具の携帯 (第2条関係)



住居・教室等の盗撮 (第3条関係)



反復した嫌がらせ (第12条関係)



◆条例に関するお問い合わせ先 石川県警察本部 生活安全部生活安全企画課

石川県警察本部 生活安全部生活安全企画 電話番号 076-225-0110

